イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01695

P_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

P_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

P_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

P_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

P_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 14 年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0176

N_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0167

N_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

N_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

N_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0159

N_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

O_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 14 年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）